

神戸市
償却資産評価等支援業務
仕様書

令和4年2月

神戸市

第 1 章 総 則

第 1 条 (本仕様書の目的)

本仕様書は、神戸市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して行う神戸市償却資産評価等支援及び研修等相談支援、申告状況調査支援に関する業務（以下「本業務」という。）の内容、方法について定めるものである。

第 2 条 (本業務の目的)

本業務は、固定資産税（償却資産）評価において、専門的知見に基づく助言・指導、市民からの申出等の対応支援、課税捕捉の対応支援、研修会の開催、神戸市固定資産税（償却資産）評価事務取扱要領の改訂支援等を行うことにより、評価スキルの向上と適正かつ公正な固定資産評価の実現、市民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

第 3 条 (準拠法令等)

本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）
- (2) 固定資産評価基準（昭和 38 年自治省告示第 158 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (4) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (5) 神戸市個人情報保護条例（平成 9 年 10 月条例第 40 号）
- (6) 神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）
- (7) 神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月条例第 199 号）
- (8) 神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）
- (9) 甲の条例・施行規則その他の例規
- (10) その他関係法令及び通達

第 4 条 (個人情報の取り扱い)

乙は、本業務の遂行に関連して取り扱う情報について、神戸市個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報であるとともに、地方税法第 22 条に基づく守秘義務の対象となる課税情報であり、万一これらの情報を漏らし、又は窃用した場合は刑事罰が科され得ることに留意するものとする。

- 2 乙は、甲から本業務を遂行するために必要な範囲において前項の情報の貸与を受けるにあたり、直ちに当該情報の取得、利用、保管及び廃棄を行う責任者を選任したうえで、甲に対して当該責任者の氏名、役職及び連絡先を書面により通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

第5条 (業務責任者の配置)

乙は、本業務の統括責任者として、業務責任者及び現場代理人を選任するものとする。なお、業務責任者は次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 政令指定都市である地方自治体の償却資産担当として8年以上の業務従事経験を有する者。
- (2) 3つ以上の地方自治体の償却資産担当者への実務研修を実施した経験を有する者。

第6条 (業務着手時の提出書類等)

乙は、本業務の着手に当たり、次に掲げる書類を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手届
 - (2) 業務責任者及び現場代理人届 (経歴書の写しを含む。)
 - (3) 業務実施計画書 (研修テーマ一覧表を含む。)
 - (4) その他甲が提出を求める書類
- 2 乙は、前項3号の業務実施計画書には、次に掲げる内容を記載するものとし、本業務の着手時に当該計画について甲に説明を行うものとする。
- (1) 第2章の業務の具体的内容及び実行方法
 - (2) 業務工程表
 - (3) 人員配置 (技術者にあつては、その資格の有無を含む。)
 - (4) 情報セキュリティ管理体制

第7条 (情報セキュリティ管理)

乙は、本業務の遂行に当たり、神戸市情報セキュリティ基本方針に従い適切な情報セキュリティ管理体制を構築し、常に情報資産の安全性を確保しなければならない。

第8条 (情報機密保持)

乙は、本業務において取り扱う情報の機密保持について、その重要性を十分に認識するものとし、神戸市情報セキュリティ対策基準に基づいて、次項から第7項までの規定に基づく措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、貸与された資料 (貸与された資料を加工したデータを含む。) を管理するため施錠するとともに、データを出し入れする際には、管理者権限を有する者以外の者がアクセスできない体制を構築するものとする。
- 3 乙は、個人情報保護についての社内の規定及びデータの取扱いに関する規定を提出するものとする。
- 4 乙は、甲から貸与を受けた資料について、本業務の完了後、復元不可能な状態とした上で、消去するものとする。
- 5 乙は、本業務において、特定個人情報は取り扱わないものとする。

6 乙は、本業務に関して知り得た秘密について、甲の承諾なくして、第三者に漏らしてはならず、また、本業務の目的以外の目的に利用してはならない。

7 前項の規定は本業務が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第9条 (履行期間)

本業務の履行期間は、委託契約締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。

第10条 (成果物帰属)

本業務に係る成果物及び業務上作成した資料等について、所有権は全て甲に帰属するものとする。ただし、甲は乙の承諾なく部外他者へ複製・配布することはできない。

第11条 (乙の責務)

本業務の遂行中に乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において解決しなければならない。このために生じた経費は乙の負担とする。また、速やかに甲に対し、発生原因・経過・内容等を報告し、甲の指示に従うものとする。

第12条 (業務の完了期限・納入場所)

本業務の完了期限及び納入場所は下記のとおりとする。

- (1) 完了期限 令和5年3月31日
- (2) 納入場所 神戸市行財政局税務部固定資産税課

第 2 章 業 務 内 容

第 1 節 償却資産評価事務コンサルティング

第 1 3 条 (評価事務コンサルティング)

甲は、乙に対し、契約期間を通して償却資産評価事務に対するコンサルティングを求めることができる。

- 2 乙は、業務期間中、甲からの償却資産評価等に対する質問について、償却資産の評価及び課税事務が円滑に行われることを目的に、対応方法や考え方の助言、先進事例収集報告等、総合的な事務支援を行うものとする。

第 1 4 条 (償却資産専門研修)

研修会は償却資産の基礎を学ぶとともに特定の企業に対する実際の調査を習得することを目的とする。なお、乙は甲に年間 4 回の研修を行うものとする。

- 2 研修内容は、1 つのテーマで 2 時間程度行うものとし、乙は、最低 8 つ以上の研修テーマ案とその時期を契約締結時に発注者に提示しなければならないものとする。
- 3 甲は、前項で提示されたテーマ案から研修テーマを選定し、乙に速やかに回答するものとする。
- 4 研修会の内容について、変更等の必要が生じた場合は、乙は甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

第 2 節 償却資産評価事務取扱要領作成

第 1 5 条 (償却資産情報収集・整理)

乙は、総務省及び一般財団法人 資産評価システム研究センター等の固定資産評価（償却資産）に係る法令、固定資産評価基準の改正、その他評価方法に関する通知等の情報を収集・整理するものとする。

第 1 6 条 (償却資産評価事務取扱要領作成)

乙は、甲にヒアリングを行い、評価状況等を把握し、コンサルティングの内容を踏まえ「償却資産評価事務取扱要領」を作成するものとする。

- 2 「償却資産評価事務取扱要領」の記載内容について、追加・削除・変更の必要が生じた場合は、乙は甲と協議のうえ、甲の指示に従わなければならない。

第 1 7 条 (編集・製本)

「償却資産評価事務取扱要領」の文書化にあたっては、甲の文書規定に準じて編集を行うものとする。

2 乙は、乙の点検が完了した償却資産評価事務取扱要領を甲が検査を行い、校正した最終版の検査合格をもって、甲が指定する様式により印刷・製本を行うものとする。

第3節 償却資産申告状況調査支援

第18条 (調査の範囲及び調査対象事業者)

調査対象事業者の選定にあたっては、事業者選定に係る方針及び調査対象基準について、予め甲と協議の上決定する。

2 調査対象事業者および対象事業者数について、神戸市の産業分析構造等を分析し、甲と協議の上、決定する。なお、事業者からの資料提供が無い場合等が考えられるため、都度調整を行う。

第19条 (申告状況調査支援)

乙は、前条で調査対象とした事業者に対し、当該事業者が所有する資料（決算書、法人税申告書、固定資産台帳等）を取得し、償却資産申告状況（申告漏れ等）の調査を行うことが甲の目的であることから、当該調査の支援を行うものとする。

2 乙は、甲が調査対象事業者に提出する質問票の案を作成する。

3 乙は、甲が行う実地調査の事前準備として、調査対象事業者が回答した質問票とともに、企業の決算書分析、法人税申告書の読み取り方について助言を行う。

4 甲が行った実地調査（現況確認）の結果、甲の職員の事務における判断に係る支援及び疑義等の解消を図ることを目的としたコンサルティングを行う。

5 本調査支援については、年間8回程度、甲と協議を行いながら業務を進めるものとする。

第4節 成果物

第20条 (令和4年度成果品)

乙は、成果物として次の図書、データ等を甲に納品するものとする。なお、媒体、編さん等については、甲と協議の上、適宜、調整を行うものとする。

- (1) 償却資産評価事務取扱要領（製本及びPDFデータ） 一式
- (2) 償却資産実務研修会テキスト 一式
- (3) 議事録・コンサルティングレポート 一式

以上